

助成年度：平成3年度

[所属] 岩手大学 人文社会科学部
[役職] 教授
[氏名] 三田地宣子 (他計6名)

[課題]

漁業資源管理と漁業環境の保全

－漁業における持続的開発の確保に向けて－

[内容]

I. 東日本ブロックの沿岸漁業調整に関する基本的課題として、次の点が挙げられる。

沿岸漁業の振興と漁業調整に関しては、沖合漁業及び大中型まき網漁業と沿岸各種漁業沿岸各種漁業との漁業利用の競合が問題となっており、操業協定や操業区域に関する覚書のほか、委員会の設置など積極的対策をとる例もある。

栽培漁業・管理型漁業と漁業調整に関しては、幼稚魚の保護及び資源管理の方策並びに広域管理が主たる課題である。稚魚に関する資源管理上の問題は、自主規制、河口周辺海域の保護などが見られるが、業者の急増によりトラブルが増えている。

漁業と遊漁等との調整に関しては、遊魚・海洋レジャーの隆盛を背景に漁業者と遊漁者等との紛争が増加し、当事者間の協定締結又は委員会指示による制限遊漁船業者の組織化、漁場利用調整協議会の設置が増えているが、遊漁基本法の制定が急務である。

漁業操業区域問題として、岩手・宮城両県の県境操業ライン問題が新たな段階に入った。

II. 「秋田県広域資源管理推進指針」(平成4年3月)は、資源の合理的利用の確保を図るには、現行の法的制度だけでは十分ではない面があるとし、今後の漁業のあり方として資源管理型漁業が必要であることを強調している。そして、この基本理念に基づき、対象漁種としてハタハタ、ヒラメ、マダイの三種を選び、それぞれの資源動向及び規制措置を踏まえて、各種管理による将来動向をシミュレーションに基づき明らかにしている。

1992年9月30日、県内12の海面漁協組合長会議が開催され、「ハタハタ資源管理協定」を締結した。ハタハタの禁漁は、資源管理の趣旨に沿ったものであり、漁業関係者が自主的に決断した意義はたいへん大きい。他方、秋田県内だけのとりくみでは、実効性は必ずしも十分ではなく、青森県など関係諸県との広域なとりくみが期待されている。

大王製紙の秋田進出が計画されているが、漁業の保全・管理の視点から漁業関係者の関心が高い。

III. 漁業者組織には、その定着のために、種々の課題である。第一は、単位漁協の漁場管理機能である。第二には、漁業者コンセンサスの形成で、一般組合員の意見のくみあげと活動方針決定に際してフィードバックが重要である。第三に、漁協の組織化で、資源管理のために、しっかりした営漁計画の立案能力が重要である。そうした課題に対応できるためには、見識をもった漁協の中堅幹部・リーダー層に有為な人材がいることが決定的に重要である。第四に、個々の漁家に後継者が存在していること。後継者層が存在するかどうかは、主として地域社会の経済的・社会的条件に制約されており、漁村地域の類型によって、資源管理型漁業の在り方も異なったものにならざるをえない。第五に、漁協組織の活性化のためにも、後継者層の積極的な漁業参入のためにも、青年層の独自の組織化が必要である。

後継者問題は、後継者難の一方では就業者の過剰という問題もあり、個々の漁業地域によって事情が様々

に異なっている。また、漁村の生活条件・生活様式の改善も後継者層の定着に重要な課題であり、資源管理型漁業の推進には、幅広い施策が必要になっている。

IV. 近年取り組まれ始めている資源管理型漁業の実践は、産地漁港へ安定した水揚をもたらし、伝統的市場流通の復権、特に産地卸売市場の活性化に一役買うことが期待されているが、漁業資源の管理・漁業の管理・漁獲の管理といった漁業生産の面に重点がおかれ、流通や加工に関する管理組織の取り組みという点では立ち遅れている。

しかし、需要が伸びている鮮魚や活魚を中心に、生産物の規格化、安定供給、品質管理の徹底を行い、かつ漁業から消費までの時間を短縮した流通に組織的に取り組めば、輸入魚などにも十分対抗できると考えられる。単に漁業生産を増やすだけでは、将来の展望は開けてこない。安定した消費が根底にあって、はじめて安定した生産が可能なのである。そのためには、消費者ニーズを的確にとらえて需要の拡大を図ると共に、流通技術の革新や新しい流通システムの確立が急務なのである。

V. 博多湾の東部に位置する和白干潟を含む海域において、現在、人工島建設が計画されている。この人工島建設については、和白干潟が多様な渡り鳥の渡来地として全国的にも有名な干潟であるため、渡り鳥の生息環境等に対する影響が懸念されている。自然保護グループからは、ラムサール条約の登録地として指定するよう国に働きかける運動が起こっている。この事例は、もし漁業権が放棄されていなければ、湿地の「賢明な利用」との関係で湿地保全、漁業、人工島建設という3つの主要な利益がからみ、問題が複雑になるはずであったものが、漁業権が放棄されたために争点がより単純化されたことを示している。漁業権回収により、行政側は交渉において有利に立ち、他方、自然保護派は、漁業関係者と共同歩調がとれず、その運動を大きく展開させることができなくなってしまった。この事例は、都市部における漁業保護と湿地保全がうまく連動できなかったことを示している。

VI. 国際的な混獲の規制については、1992年未までにすべての公海において大規模流し網漁業を禁止する国連総会決議が採択された。しかし、同様の混獲問題は、その他の近代漁法にも関係しており、実際巻き網漁業も問題とされている。アメリカは、国内法によって、イルカを巻き添えにするような漁獲方法を行なっている国からのマグロ製品の輸入を禁止した。この措置は、GATTに反するとして国際問題ともなっている。

また、ワシントン条約の第8回締約国会議において、大西洋クロマグロの資源量が低下してきているため、その輸出入を規制するとの提案が出された。最終的には、ICCATが適切な管理を行い、資源データをワシントン条約事務局に提供することなどを条件として、この提案は撤回された。今後、国際漁業機関とワシントン条約との密接な関係が必要とされる。

IWCにおいても、商業捕鯨の再開をめぐる、分裂の危機が生じており、改めて、持続可能な利用のあり方と実効的な保全管理制度の確立が求められている。